

Weekly Accounting Review

2009年5月27日 (No.008)

株式会社エスネットワークス リサーチ室第1部

会計・監査・税務に関する最新情報をお送りします。

【今週号のトピック】

- 会計・監査／上場会社のコーポレート・ガバナンスとディスクロージャー制度のあり方に関する提言について
- 税務／金融・証券税制の改正の概要について

1. 上場会社のコーポレート・ガバナンスとディスクロージャー制度のあり方に関する提言について（5月21日）

日本公認会計士協会は「上場会社のコーポレート・ガバナンスとディスクロージャー制度のあり方に関する提言 ―上場会社の財務情報の信頼性向上のために―」を公表しました。

http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/post_1130.html

公認会計士監査における非違事例等を踏まえ、平成19年6月に公認会計士が改正され、監査の充実・強化がなされました。しかしながら、開示企業におけるガバナンスの充実・強化は課題として現在まで残っており、それを踏まえて日本公認会計士協会は平成19年11月にプロジェクトチームを設置し、検討結果を元に以下の提言を行っております。

(1) 会計

① 有価証券報告書の財務諸表と計算書類の実質的一元化等

- 上場会社は有価証券報告書の財務諸表の作成により、会社法上の計算書類の作成がなされたものとみなす

(趣旨・理由等)

有価証券報告書の財務諸表と計算書類は基本的に同一の会計処理に基づいて作成されるものであり、別々に取り扱うことは非常に非効率である

- 有価証券報告書は、財務諸表が確定し、招集通知が発送された後に定時株主総会前に提出

(趣旨・理由等)

議決権行使のために有用な情報を株主に対して提供する

- 有価証券報告書の個別財務諸表の開示は現在よりも簡素化

(趣旨・理由等)

現状において連結主体の開示体制となっているが、個別財務諸表は連結財務諸表よりも詳細な表示科目での作成が求められること、注記情報が連結財務諸表と個別財務諸表で重複していること等、個別財務諸表の目的に従い個別財務諸表の開示は整備されるべきである。

(2) 監査

① 会計監査人の選任・報酬の決定

- 会計監査人の選任議案は、監査役（会）が決定し、株主総会に提出（現行：会計監査人の選任議案は、取締役会が決定し、監査役（会）の同意を得て、株主総会に提出）
- 会計監査人の監査報酬は、監査役（会）又は監査委員会が決定（現行：会計監査人の監査報酬は、監査役（会）又は監査委員会の同意を得て、経営者（取締役会）が決定）

（趣旨・理由等）

現行制度では、会計監査人の選任及び報酬決定について経営者（取締役会）の関与度合が強いため、経営者（取締役会）の利益相反の可能性が強いこと及び会計監査人の外観的独立性が低いと考えられる

② 監査役機能の強化

- 社外監査役の独立性の強化

（趣旨・理由等）

現状における社外監査役は、親会社や取引先と関係の深い役職員が就任しているケースが多々としてあり、必ずしも十分な独立性を有しているとは言えない状況であること

- 監査役のうち、少なくとも1名については、財務及び会計に関する知見を有する者を選任

（趣旨・理由等）

最近の企業会計基準が専門化・複雑化している状況において、当該専門知識を有する監査役が存在するケースが必ずしも多くなく、会計監査人の職務に十分な理解をしていない可能性が高いこと

- 上場会社における監査役の職務を補助すべき使用人の積極的な設置

（趣旨・理由等）

現状における、監査役の職務を補助する使用人の数が必ずしも十分ではないと考えられること

- 監査役（会）と会計監査人の連携強化により監査役機能の強化

③ 金融商品取引法と会社法に基づく監査制度の一元化

- ・ 有価証券報告書の財務諸表と計算書類の実質的な一元化に合わせて、金融商品取引法と会社法に基づく監査制度も一元化

（趣旨・理由等）

金融商品取引法による監査と会社法による監査の違いは開示書類が異なることによる表示の監査の違いの部分のみであり、実質的な違いはほとんど無い。また、金融商品取引法による監査と会社法による監査の監査報告書の日付が異なっているため、発生する会社法監査報告書提出日から金融商品取引法監査報告書提出日まで生じた修正後発事象の取扱い等の問題点が監査制度一元化により解消される。

ショート・コメント

上記の提言が実際に法令化・規定化された場合、年度決算におけるスケジュールが大きく変化し、また年度決算における業務量は多少なりとも減少すると考えられます。

3. 「平成 21 年度税制改正における住宅税制について」の公表（4 月 15 日）

国税庁は平成 21 年度の税制改正に関して「平成 21 年度税制改正における住宅税制について」を公表しました。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/joho-zeikaishaku/shotoku/shinkoku/090400/index.htm>

主な内容は以下の通りです。

(1) 住宅借入金等特別控除の改正

- ① 住宅借入金等特別控除の適用期限の 5 年延長（平成 25 年 12 月 31 日までに居住の用に供した場合に適用）
- ② 認定長期優良住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の創設（平成 21 年 6 月 4 日から平成 25 年 12 月 31 日まで居住の用に供した場合に適用）

※上記①より住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除率が大きく設定されています。

(2) 特定の増改築に係る住宅借入金等特別控除の特例の改正

適用期限の 5 年延長（平成 25 年 12 月 31 日までに居住の用に供した場合に適用）

(3) 住宅耐震改修特別控除の改正

- ① 適用期限の 5 年延長（平成 25 年 12 月 31 日までに住宅耐震改修を行った場合に適用）
- ② 控除金額は「住宅耐震改修に要した費用の額」とその住宅耐震改修に係る耐震工事の「標準的な費用の額」のいずれか少ない金額に 10% を乗じた金額（最高 20 万円）

(4) 住宅特定改修特別税額控除の創設

- ① 既存住宅について特定の改修工事（一定のバリアフリー改修工事及び一定の省エネ工事）を行い、平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間にその家屋をその者の居住の用に供したときは、一定の要件の下で適用
- ② 控除金額は「高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」と「高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額」のいずれか少ない金額に 10% を乗じた額（最高 20 万円）、「一般断熱改修工事等に要した費用の額」と「一般断熱改修工事等の標準的な費用の額」のいずれか少ない金額に 10% を乗じた額（最高 30 万円）
- ③ 平成 21 年度分で当該控除を行った場合には、平成 22 年度分では適用不可

(5) 認定長期有料住宅新築等特別税額控除の創設

- ① 認定長期住宅の新築等をして、平成 21 年 6 月 4 日から平成 23 年 12 月 31 日までの間に、その家屋をその者の居住の用に供した場合（その新築又は取得の日から 6 か月以内に居住の用に供した場合に限る）には、一定の要件の下で適用
- ② 控除金額はその新築等の「標準的な費用の額」（10 百万円を限度）に 10% を乗じた金額
- ③ 住宅借入金等特別控除を適用する場合には適用不可

ショート・コメント

上記以外にも平成 21 年から平成 25 年までに入居し、所得税の住宅借入金等特別控除の適用をした場合、

所得税から控除しきれなかった控除額を翌年度分の個人住民税から控除する制度（最高9万7,500円）も創設されています。

【本レポートに関するお問い合わせ先】

株式会社エスネットワークス リサーチ室第1部 公認会計士 橋本 卓也

Tel:03-5573-4661 / t.hashimoto@esnet.co.jp